

被害者連絡実施要領の一部改正について（例規）

令和2年6月24日付け秋本務第434号

1 目的

身体犯、重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件（触法少年事案を含む。）の被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）に対する捜査状況等についての連絡の確実な実施を期するため、連絡内容、連絡に係る体制等について定めることを目的とする。

2 連絡対象者

連絡対象者は、特定の身体犯、重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件の被害者等とする。ただし、被害者が少年の場合には、原則として、その保護者に連絡するものとする。

3 連絡内容

連絡は、事件担当者が、被害者等に対して課係及び氏名を教示した上、被害者等の意向に反しない限り面接、架電等の方法により、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 刑事手続及び犯罪被害者のための制度
- (2) 捜査状況（被疑者検挙まで）
- (3) 被疑者の検挙状況
- (4) 逮捕被疑者の処分状況

4 地域警察官による被害者訪問活動

(1) 被害者訪問活動の対象者

被害者訪問活動の対象者は、被害者訪問活動を希望した者とする。

(2) 被害者訪問活動の実施要領

被害者訪問活動に当たっては、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、対象者から警察に対する要望、苦情、相談等を聴取するものとする。